

学生納付特例とその手続き

1 理解し伝えるべき項目

- (1) **学生納付特例**の適用を受けた期間は、**受給資格期間に算入**される。
- (2) 学生納付特例の適用を受けるためには、**本人からの申請**が必要である。申請は**一定の大学等でもできる**。
- (3) **学生納付特例を利用して**おけば、その間に仮に障害を負った場合には、**障害基礎年金を受給できる**。手続きをとらずに保険料未納の場合には、障害基礎年金は受給できない。
- (4) 学生納付特例の要件は、特例の適用を受ける**学生本人の所得要件のみ**であり、(免除と異なり) 家族の所得要件はない。
- (5) **学生納付特例の適用を受けた期間**については、保険料免除期間と異なり**国庫負担分の給付はつかない**。
- (6) 学生納付特例を適用した期間については、**過去 10 年に遡って追納し、自身の老後の年金額を増額させることができる**。ただし、追納保険料が加算されるため、時期が遅くなるほど保険料は割高となる。

2 伝える際のポイント

(i) 学生納付特例とは

国民年金は、20 歳から強制加入する制度であり、日本国内に住所を有する者は、20 歳に達した時から保険料納付義務が生じる。国民年金の保険料は定額 16,540 円であるが、**収入がほぼないと考えられる学生に対して、保険料納付を猶予するのが、学生納付特例**である。

通常の国民年金保険料の免除制度とは異なり、**本人以外の所得要件が設けられていないため、実家住まいの学生であっても、本人の年間所得が一定額(118 万円)以下であれば、本特例の適用を受けることができる**。現在、**20 歳以上の学生のうち 6 割以上が本特例を利用している**。

特例の適用を受けるには、本人からの申請が必要である。特例は申請後 1 年間の効果となるので、数年にわたり特例の適用を受けたい場合は、毎年度の申請が必要となるが、2 年目以降は、提出書類を一部省略することができる。

手続きを行った後であれば、**障害を負ってしまった場合には、障害基礎年金を受給できるようになる**ので、特例の対象となる場合には、**確実に申請手続きを行っておきたい**。

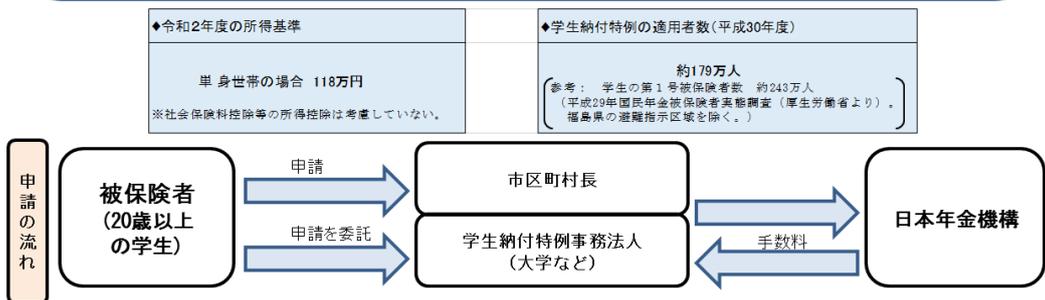
18 学生納付特例とその手続き

また、申請は年金事務所のほか、一定の大学等でも行うことができる。特例の対象となる学校や申請事務を代行している大学等は、日本年金機構のHPで公開されている。学生に自身の志望校は特例の対象かを調べてもらえば、公的年金保険制度を学生にとっても身近なテーマに感じてもらいやすい。

国民年金保険料の学生納付特例制度の概要

学生納付特例制度

- 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学する20歳以上の学生であって、配偶者及び世帯主（親など）の所得にかかわらず、本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代に保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料を納付できる仕組み。（平成12年4月～）
- 10年間は保険料を追納できる。
- 学生納付特例期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入される。納付特例申請後の事故に対しては、直近1年間に未納がなければ障害基礎年金・遺族基礎年金（子がいる場合）が支給される。
- 追納が行われない場合は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。
- 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することも可能。



出典：厚生労働省

(ii) 追納の重要性

学生納付特例期間は、老齢基礎年金等を受給するために必要とされる「**受給資格期間（10年以上）**」に算入される。

ただし、老齢基礎年金の給付額を計算する際には、保険料免除期間とは異なり、**学生納付特例期間分に国庫負担分はつかない**。つまり、当該期間は給付額には反映されない。

この点、国庫負担分の給付が保障される保険料免除と取扱いが異なるのは、働きつつも現に所得が低い被保険者と異なり、学生は、学業を修了して就労した後、保険料を納付することができるだけの所得を得ることが想定されるためとされている。

今後、何歳になっても学び直しができる社会が目指されていく中で、例えば学生納付特例の適用を受ける期間が10年程度になった場合を想定する

18 学生納付特例とその手続き

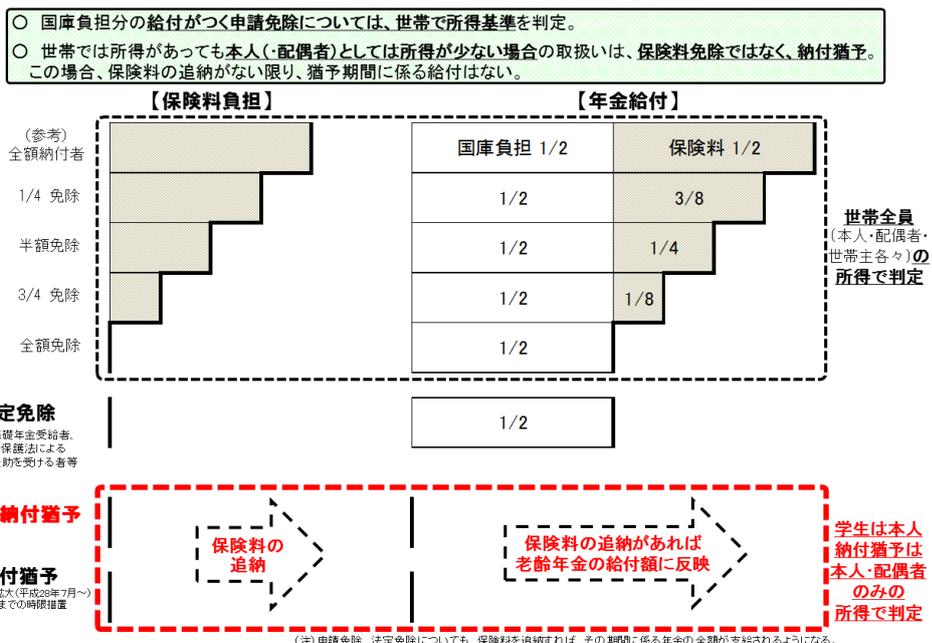
と、この10年間は給付額に結びつかず、老齢基礎年金の額は満額の3/4となる。このような**将来の低年金化を防ぐためには、学生納付特例の適用を受けてから10年以内ならば可能である、保険料の追納を行うことが重要**である。

追納する際の保険料は、国債の表面利率を基準に、0.01~0.30%程度増額されている。(令和2年度。なお、時効未到達の過去2年分は、割増なし。) 過去10年分の国民年金保険料は、単純計算で16,540円×12ヶ月×10年=202万8千円に上る。この額を後日まとめて支払うことを負担と考えれば、学生期間でも多少余裕があるうちは、学生納付特例を利用して保険料納付を猶予するのではなく、学生期間の間に払ってしまうことを検討するのも一案である。

なお、学生納付特例を利用せずに、親など生計を同一にする親族が本人の保険料を支払う場合、支払った者の所得税・住民税(所得割)の算定において、保険料の額に相当する額の所得控除(社会保険料控除)を受けることができる。これは、学生納付特例を利用して、その後本人が学生納付特例期間に係る保険料を追納した場合も同様である。

自分なら学生納付特例の利用を希望するか否か、理由とともに学生に考えてもらい、話し合うことは、若年者に年金制度に対する自身の関わり方を考えてみてもらう上で有用であろう。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度



出典:厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

18 学生納付特例とその手続き

3 振り返り

- (1) 学生納付特例と保険料免除の違いは何か。
- (2) 学生納付特例を利用しつつ将来の年金額を減らさないためにはどうすればよいか。
- (3) 学生納付特例を利用したいか否か、その理由は何か。